

## 情報照会手続の整備（令和元年度（平成31年度）改正）

### (1) 事業者等への協力要請

現在実務上行われている事業者等に対する任意の照会について、他の法律（金商法等）の例を踏まえ、事業者等への協力要請規定を整備する。

### (2) 事業者等への報告の求め

高額・悪質な無申告者等を特定するため特に必要な場合に限り、担保措置を伴ったより実効的な形により、事業者等に対する情報照会を行うことができることとする。ただし、適正かつ慎重な運用を求める観点から、以下のとおり、照会できる場合及び照会情報を必要最小限の範囲に限定するとともに、相手方となる事業者等が不服申立てを行うことも可能とする。

#### 【イ. 照会できる場合】以下の全てを満たすこと

1. 他の方法による照会情報の収集が困難であること
2. 照会の対象となる取引について、その取引に関する申告漏れの可能性が相当程度認められること(以下の①～③のいずれかに該当する場合)
  - ① 多額の所得(年間1,000万円超)を生じうる取引を行う者について行われた税務調査の結果、半数以上の者において、その取引から生ずる所得等について申告漏れが認められた場合であって、同様の取引により多額の所得を得ていると見込まれる者の調査を実施するとき
  - ② その取引が違法な申告のために用いられるものと認められる場合
  - ③ 経済的観点から見て通常であれば採られないような不合理な取引形態が、違法行為の存在を推認させるような場合
3. 照会の対象となる取引を行う対象者の範囲が特定できること
4. その対象者に対する調査のために行われる照会であること
5. 求める情報の範囲や回答期限の設定に当たっては、相手方の事務負担に十分に配慮すること

#### 【ロ. 照会主体】事業者等の所在地の所轄国税局長

#### 【ハ. 照会方法】書面による報告の求め(60日を超えない範囲内においてその準備に通常要する日数を勘案して指定する日まで)

#### 【ニ. 照会情報】対象者の氏名(又は名称)、住所(又は居所)、番号(個人/法人)(いずれも、保有している限度で対象とする。)

#### 【ホ. 不服申立て等】報告の求めについて、不服申立てや取消訴訟の対象として位置付け(国税通則法上「処分」として位置付け)

#### 【ヘ. 担保措置】1年以下の懲役又は50万円以下の罰金(拒否等について、現行の質問検査権拒否等の場合と同様の取扱い)

(注) 上記の改正は、令和2年1月1日から施行する。

2019年	OECD租税委員会の第10作業部会で、プラットフォーム事業者の報告義務に関するモデルルールについての議論を開始。
2020年7月	<u>不動産賃貸及び個人サービス</u> を対象とし、各国が任意で採用できる報告制度の世界標準として、シェアリング・エコノミー及びギグ・エコノミーにおける売主に関するプラットフォーム事業者による報告のためのモデルルール（以下「モデルルール」という。）を公表。
2021年6月	モデルルールに基づく自動的情報交換の実現に向け、国際的な情報交換のルール（注1）とともに、 <u>商品の販売、移動手段の賃貸</u> についても対象を拡大することができる「 <u>拡張モジュール</u> 」を公表（注2）。

（注1）モデルルールに基づく情報交換の開始時期は未定。

（注2）EUでは、拡張モジュールと同様の範囲を対象として、プラットフォーム事業者からの報告制度を2023年から導入し、EU域内での情報交換を2024年から開始予定。当該報告制度では、EUに税務上の居住地を有するプラットフォーム事業者だけでなく、EU居住者である利用者を有するプラットフォーム事業者であって、EU域内に恒久的施設を有しないもの等も報告義務の対象となる見込み。

EU内と同等の情報が交換できる自動的情報交換の枠組みをEU参加国との間で有している国を居住地国とするプラットフォーム事業者は、報告義務が免除される予定。モデルルール（および拡張モジュール）を採用することによって免除を受けられるかについて、今後、EUが判断する。

- ギグ・エコノミーの発達により、雇用契約に基づく従来の労働関係から、一般的に第三者による報告の対象とならない独立ベースの個人によるサービス提供へのシフトが発生。
- シェアリング・エコノミー、ギグ・エコノミーの市場拡大は、取引及び関連する支払の電子形式での記録につながるため、税務当局と納税者の双方にとって、透明性の向上とコンプライアンスの負担軽減が図りやすくなる可能性。
- 売主は、自国のプラットフォーム事業者だけでなく、他国のプラットフォーム事業者も利用しうるため、他国のプラットフォームを利用する売主の情報を、各国の税務当局がどのように入手するかという問題が存在。売主の所在地毎に異なる方式で報告を求められた場合、プラットフォーム事業者にとっても、ビジネスを発展させようとする際のコスト増加要因及び潜在的に有害な障壁となり得る。

⇒OECDにおいて、国ごとに異なる報告要件が設定されることを避け、報告された情報についての関係国・地域による自動的情報交換を促進するため、プラットフォーム売主が実現した取引及び所得に係る情報を、統一的な基準により収集するためのモデル報告ルールについての議論が行われ、モデルルールが策定された。